

## (R04) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集要項

大阪府総務部庁舎室は、府大手前庁舎の来庁者駐車場の営業事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

本募集に参加される方は、この募集要項をよくお読みいただき、各事項を承知のうえ、お申込みください。

### 1 公募物件

#### (1) 設置目的

本件公募物件は、大阪府大手前庁舎へ来庁される方の駐車場の確保を目的とします。なお、駐車場の利用は、どなたでも可能とします。

#### (2) 対象物件、その面積及び最低使用料等

物件1及び物件2を合わせて事業を行う営業事業者を公募します。

##### ① 物件1（名称：大阪府庁駐車場（本館西側））

使用可能場所／所在地	使用可能面積	最低使用料（年額）	位置
大手前庁舎来庁者駐車場 大阪府庁本館西側 大阪府中央区大手前二丁目	1,586.41 m <sup>2</sup> (すべて行政財産)	金 19,293,400 円	別図

##### ② 物件2（名称：大阪府庁駐車場（大阪城前））

使用可能場所／所在地	使用可能面積	最低使用料（年額）	位置
大手前庁舎分館6号館東 大阪府庁本館南側 大阪府中央区大手前三丁目	1,567.40 m <sup>2</sup> (内訳) 行政財産(3番14): 783.00 m <sup>2</sup> 普通財産(3番15): 784.40 m <sup>2</sup>	金 15,369,200 円	別図

※ この要項では以下、使用可能物件を「駐車場」と呼称します。

本件使用料の徴収の際には、消費税相当分の加算は行われません。

物件2の最低使用料は行政財産部分と普通財産部分を合わせた金額で設定しています。普通財産部分に係る契約金額は面積按分により算出することとします。(物件2に係る手続については、8を参照して下さい。)

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

#### (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

##### ① 成年被後見人

- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
  - ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- ① 府との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が府と契約を締結すること又は府との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により府が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく府との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号又は第 4 号に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (7) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (8) 令和 3 年 4 月 1 日現在で、大阪府内に本・支店又は営業所を有し、かつ府内において 100 台以上の来客用駐車場の運営について実績を有する者であること。
- (9) 平成 31 年度～令和 3 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

### 3 公募条件等

#### (1) 使用可能期間

使用可能期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日とします。（駐車場設備等設置工事期

間含む。)令和5年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請し、承認を得ることにより、最長で令和9年3月31日までの間、使用することができます。

なお、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案し支障がある場合は、使用を認めないことがあります。

## (2) 使用料等

### ① 応募価格

応募価格は、物件1及び物件2それぞれについて、大手前庁舎来庁者駐車場の年額使用料（消費税相当分の加算なし）を百円単位で記入してください。

営業事業者は、物件1及び物件2の年額使用料を合計した金額で決定します。

### ② 使用料の納入

使用料は、府が発行する納入通知書により、使用開始前又は使用年度開始前の府が指定する期限までに使用年度分を全額納入（前納）してください。納入された使用料は、府条例に基づき原則として還付しません。

なお、3(4)②（遵守事項及び使用上の制限）及び8（使用許可等の申請の手続き）も参照してください。

### ③ 年額使用料

1年間の使用可能期間の更新が承認された場合の年額使用料は、応募価格の額とします。

ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定に伴い、府が算出する使用料（最低使用料）が応募価格を上回る場合は、府が算出した額に改定することとします。

## (3) 営業事業者が負担すべき経費

① 別紙「(R04)大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」の3(4)に記載の駐車場の整備に必要な費用

② 駐車場の営業に必要な各種手続きに要する費用

③ 光熱水費その他経費の負担

駐車場の準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「(R04)大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」の2に記載のとおりとします。

## (4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 駐車場の運営、整備にあたっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建築基準法、駐車場法その他の関係法令を遵守するとともに、必要に応じて各種法令で定められた申請、届出等の手続を行ってください。

② 公募条件及び別紙「(R04)大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」を遵守し、行政財産使用料（行政財産部分）及び貸付使用料（普通財産部分）の費用を期限までに確実に納付してください。

③ 駐車場を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

④ 使用期間中に2-(7)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。

## 4 応募申込手続き

(1) 申込方法

○郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和3年12月24日(金)～令和4年1月31日(月) 必着

送り先 〒540-8570 (住所地番記入不要)

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ あて

○持参される場合

申込受付期間 令和3年12月24日(金)～令和4年1月31日(月)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 大阪市中央区大手前3丁目2番12号(大阪府庁別館1階)

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ

(2) 必要な書類 (各1部)

- ① 応募申込書 (大阪府所定様式)
- ② 誓約書 (大阪府所定様式)
- ③ 誓約書 (暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)
- ④ 2-(8)にかかる実績が確認できる契約書の写し等
- ⑤ 会社概要等 (会社パンフレットなど営業実態が判断できるもの)

(3) 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 5 現地案内会の開催

営業事業者の募集にあたり、現地説明会を実施します。

参加者数が多い場合は、下記の日程に追加する場合があります。また、悪天候により中止する場合は、参加申し込みのあった営業事業者に連絡します。

(1) 現地案内会日時

令和3年12月22日(水)

参加申し込み順に時間を決定し、集合時間を連絡します。

(2) 集合場所

大阪市中央区大手前3丁目2番12号(大阪府庁別館1階)

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ

(3) 現地説明会参加方法

参加申込票 (大阪府所定様式) により、(1)の前日(12月21日(火))午後3時までに下記提出先にFAX送信いただくか、ご持参ください。(FAX 06-6944-6601)

提出先 大阪市中央区大手前3丁目2番12号(大阪府庁別館1階)

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ

FAX送付をされる場合は、送付後にその旨を連絡してください。

## 6 質問書

(1) 受付期間 令和3年12月17日(金)～令和4年1月17日(月)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】 ※年末年始(12月28日から1月3日)、土曜日、日曜日は受付を行いませんので注意してください。

## (2) 質問方法

質問書（大阪府所定様式）により、(1)の受付期間内に4-(1)の「提出先」にFAX送信いただくか、ご持参ください。（FAX 06-6944-6601）

FAXされる場合は、送付後にその旨を連絡してください。

## (3) 質問への回答日

令和4年1月24日（月）に大阪府ホームページ（庁舎管理課オリジナルホームページ内の公募情報のページ）に掲載します。

## 7 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、府が設定する最低使用料以上で、かつ最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。

## (2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立ち合いのもと、くじにより決定します。

## (3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和4年2月上旬の予定です。営業事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

## 8 使用許可等の申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和4年2月25日（金）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」の(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

物件1（すべて行政財産）及び物件2（行政財産部分と普通財産部分で構成）を合わせて事業を行っていただきますが、下記のとおりそれぞれの土地の区分に応じて手続きを行ってください。

物件2の普通財産部分に係る契約保証金については、(3)に基づいて算出等を行うものとします。

### (1) 物件1 《行政財産使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 駐車場及び料金徴収設備等の設置場所の図面
- ③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）※各1通  
＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状  
＜個人の場合＞…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- ④ 駐車場営業計画書（営業形態、営業時間、利用料金表等）
- ⑤ 工事計画書（整備内容、工事図面、工事工程表等）

### (2) 物件2 《行政財産使用許可申請提出書類及び普通財産部分に係る府有財産賃貸借契約書類》

### 《行政財産使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 駐車場及び料金徴収設備等の設置場所の図面
- ③ 駐車場営業計画書（営業形態、営業時間、利用料金表等）
- ④ 工事計画書（整備内容、工事図面、工事工程表等）

### 《府有財産賃貸借契約書書類》

- ① 府有財産借受申請書（大阪府指定様式）
- ② 仕様書
- ③ 誓約書

※ 図面（図面は物件2に係る行財政使用許可申請書添付の図面で兼ねるものとします。）

### (3) 契約保証金

- ① 契約相手方は、この契約の締結と同時に、物件2の普通財産に係る契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- ② ①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
  - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
  - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等の手続きに応じなかった場合
- (2) 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(7)にかかる許認可等が得られなかった場合
- (3) 営業事業者の役員について、公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱による警察本部長への照会により暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合

## 10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。